

平成 18 年度における行政機関個人情報保護法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 58 号。以下「法」という。)第 49 条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、個人情報保護制度の適正かつ確かな運用に資することを目的として行ったものである。

II 調査の概要

1 対象機関

法第 2 条第 1 項各号に規定する行政機関のすべて

第 1 号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関

内閣官房、内閣法制局、行政改革推進本部、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部及び人事院

(注) 1 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。

2 行政改革推進本部は平成 18 年 6 月 23 日設置

第 2 号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関(これらの機関のうち第 4 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会及び金融庁

第 3 号 国家行政組織法第 3 条第 2 項に規定する機関(第 5 号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、船員労働委員会、気象庁、海上保安庁、海難審判庁、環境省、防衛省及び防衛施設庁

(注) 防衛省は、平成 19 年 1 月 9 日に内閣府に置かれる外局から移行

第 4 号 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

<国家公安委員会に置かれる特別の機関>

警察庁

第 5 号 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

<法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

第6号 会計検査院

2 対象期間

平成18年4月1日から19年3月31日までの状況について、平成19年3月31日現在で調査

Ⅲ 調査の結果

1 監査・点検、教育研修の状況

(1) 監査の状況

指針では、監査責任者（内部監査等を担当する部局の長等）は、保有個人情報の管理の状況について、定期的に又は随時に監査を行うこととしている。

平成 18 年度に監査を実施しているのは、表 1 のとおり、39 機関となっている。

監査を実施していた機関のうち、監査において措置すべき事項があると指摘されたものは 23 機関、措置を要する事項がないとしているものは 16 機関となっている。

(注) 監査を実施していない理由については、資料 2-1②を参照。

表 1 監査における評価及び見直し事項への対応状況

(単位：機関数、%)

年 度	総 数	要 措 置 事 案 の 有 る 機 関	全 部 措 置 済 み	未措置事項がある場合			要措置事 案 な し
				対 応 予 定 あ り	対 応 予 定 な し	監 査 直 後 の た め 方 針 未 定	
平成 18	39 (100)	23 (59.0)	8 (20.5)	12 (30.8)	0 (0)	3 (7.7)	16 (41.0)
(参考) 17	28 (100)	19 (67.9)	10 (35.7)	4 (14.3)	0 (0)	5 (17.9)	9 (32.1)

(2) 点検の状況

指針では、監査とは別に、それぞれの保護管理者（保有個人情報を取り扱う課室、地方支分部局等の長等）が、自ら管理責任を有する保有個人情報の取扱いの状況について点検を行うこととしている。

平成 18 年度に点検を行った保護管理者は、表 2 のとおり、平成 19 年 3 月 31 日現在で各機関に置かれていた保護管理者 26,288 人のうち、25,619 人(97.5%)となっている。

表 2 点検を行った保護管理者数

(単位：人、%)

年 度	保護管理者数	
		うち点検を実施した保護管理者の数
平成 18	26,288	25,619(97.5)
(参考)17	21,060	20,330(96.5)

(3) 職員に対する教育研修の状況

平成 18 年度に調査対象機関において実施された教育研修の回数は、表 3 のとおり、6,579 回となっている。

その内訳をみると、総括保護管理者が実施した教育研修は 288 回、特定の部局又は地方支分部局等单位で実施した教育研修は 5,945 回、他の行政機関等が主催する研修に参加させた回数が 346 回となっている。

表 3 教育研修の実施状況

(単位：回)

年 度	教育研修の回数			
	総括保護管理者が実施した教育研修の回数	特定部局又は地方支分部局単位で実施した教育研修の回数	他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数	
平成 18	6,579 (100)	288 (4.4)	5,945 (90.4)	346 (5.3)
(参考)17	5,148 (100)	104 (2.0)	5,044 (98.0)	—

(注) 平成 17 年度調査においては、「他の行政機関等が主催する研修のうち、職員に受講させたものの回数」は調査していない。

2 個人情報ファイルの状況

(1) 個人情報ファイルの保有状況

個人情報ファイル（特定の保有個人情報を検索できるように体系的に構成したもの）については、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、法第 11 条に基づき、個人情報ファイル簿を作成し、公表することとされている。

個人情報ファイル簿を作成している行政機関では、個人情報ファイル簿を事務所に備えて閲覧に供するとともに、電子政府の総合窓口（e-Gov）により公表している。

平成 19 年 3 月 31 日現在、個人情報ファイル簿に掲載されていた個人情報ファイルの数は、表 4 のとおり、81,222 ファイルとなっている。これらの個人情報ファイルを電算処理・マニュアル処理の別にみると電算処理のものが 87.8%を占めており、人数の規模別にみると 1 万人未満のものが 72.7%を占めている。

表 4 個人情報ファイルの状況

（単位：ファイル）

	(総数)	(内 訳)			
		1 万人未満	1 万人以上 10 万人未満	10 万人以上 100 万人未満	100 万人以上
計	81,222 (100)	59,067 (72.7)	16,616 (20.5)	5,427 (6.7)	112 (0.1)
電算処理	71,275 (87.8)	50,899	14,933	5,341	102
マニュアル処理	9,947 (12.2)	8,168	1,683	86	10

(2) 個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況

行政機関では、行政サービスの向上、行政運営の効率化等を図るため、事務の全部又は一部を委託し、又は派遣労働者を活用している。

平成 18 年度に個人情報ファイル簿に記録されていた個人情報ファイルの記録情報に係る業務委託等の状況についてみると、表 5 のとおり、業務委託等を実施した個人情報ファイルは 65,613 ファイルとなっており、その内訳は、記録情報の全部又は一部の取扱いを業務委託しているものが 65,389 ファイル、派遣労働者に行わせたものが 227 ファイルとなっている。

業務委託先についてみると、業務委託を行っているもののうち民間事業者等に対するものが 99.7%を占めている。

表5 個人情報ファイルの業務委託等の状況
(単位：ファイル、%)

	業務委託等を実施したもの	業務委託等の内容別の内訳			
		業務委託	業務委託先別の内訳		派遣労働者
			民間事業者等	独立行政法人等	
計	65,613 (100)	65,389 (99.7)	65,388 (99.7)	1 (0)	227 (0.3)
内訳	電算処理	65,380 (99.7)	65,277	1	105
	マニュアル処理	233 (0.3)	111	0	122

(注) 1ファイルにつき複数の項目に該当するものがあるため、業務委託等を実施した個人情報ファイルの数と各項目の数の合計は必ずしも一致しない。

(3) 個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況

法第8条では、利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用・提供することは、法令に基づく場合を除き、社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合などで、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときに限り、認められている。

平成18年度に利用目的以外の目的のために利用・提供されたことのある個人情報ファイルの数は、表6のとおり。

(注) 利用目的以外の目的のための利用・提供された事例の概要については、資料2-2①、②を参照。

表6 個人情報ファイルの利用目的以外の利用・提供の状況
(単位：ファイル)

年度	法令に基づく場合(注1)	社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合(注2)
平成18	2,131	638
(参考)17	2,218	650

(注) 1. 「法令に基づく場合」とは、例えば、国税徴収法141条に基づく検査において保有個人情報を提供したものなどがある。

2. 「社会公共の利益になる場合や本人の同意がある場合」とは、法第8条第2項に規定されたもので、例えば、人事院が給与勧告のために実施する職種別民間給与実態調査に必要な基礎データとして、源泉徴収義務者ファイルの記録情報の一部を国税庁から人事院に提供するものなどがある。

3 開示・訂正・利用停止請求の状況

(1) 処理の状況

平成 18 年度に各行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。）に対して行われた請求事案の件数は、表 7 のとおり、開示請求が 74,817 件、訂正請求が 4 件となっている。

平成 18 年度に各行政機関の長が処理すべき事案は、①18 年度に受け付けた事案、②前年度からの持ち越し事案、③他機関から事案の移送を受けた事案(注)の計となり、開示請求事案 75,379 件、訂正請求事案 5 件となっており、その処理状況は、同表のとおりとなっている。

なお、利用停止請求については、本年度は受付及び処理の実績はない。

(注) 事案の移送は、開示請求制度及び訂正請求制度には設けられている。一方、利用停止請求制度については、請求を受けた行政機関における個人情報の適正な取扱いを確保する観点から設けられており、請求を受けた当該行政機関において利用停止の要件である違反等の事実があるかどうかを判断することとなるものであることから、他の機関への事案の移送を行う仕組みは設けられていない。

行政機関の長への事案の移送は、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号。以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。）第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等（独立行政法人等個人情報保護法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）から行われる場合とがあり、いずれの場合も移送を受けた行政機関の長において処分を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関（他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。）への事案の移送についても、法第 21 条又は第 33 条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第 22 条又は第 34 条の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 7 処理の状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	受付件数	前年度からの持ち越し件数	他機関から移送を受けた件数	計	決定等を行って事案の処理を終了した件数	取り下げられた件数	他機関に全部を移送した件数	次年度に処理を持ち越した件数
開示請求	74,817	552	10	75,379 (100)	74,419 (98.7)	203 (0.3)	14 (0.0)	743 (0.9)
(参考) 17 年度	64,618	—	8	64,626 (100)	63,899 (98.9)	168 (0.3)	6 (0.0)	553 (0.9)
訂正請求	4	1	0	5 (100)	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
(参考) 17 年度	7	—	0	7 (100)	6 (85.7)	0 (0)	0 (0)	1 (14.3)

(注) 1. 本表は、行政機関の長に対して行われた請求事案について、平成 19 年 3 月 31 日現在の処理の状況を示している。

1 件の請求事案の一部について処分を行っていても、残りの部分について処分を行っていない場合には、「次年度に処理を持ち越した件数」に計上している。

2. 「取り下げられた件数」には、請求がされた後に、請求者から当該請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、処分をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により請求をしようとした者が請求を取りやめたものなどは含まない。

3. 「他機関に全部を移送した件数」には、請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら処分をする必要がなくなったものをいう。他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた件数」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等個人情報保護法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法

- 人等の「他機関から移送を受けた件数」に計上されている。
4. 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1 件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた件数」と「他機関に全部を移送した件数」とは必ずしも一致しない。
 - 5 開示請求における平成 17 年度の次年度に処理を持ち越した件数 553 件と、平成 18 年度の前年度からの持ち越し件数は、持ち越し件数のカウントミスをしている機関があるため一致しない。

また、受け付けた訂正請求について、請求内容の区分別にみると、表 7-2 のとおりとなっている。

表 7-2 訂正請求の請求内容の区分別の状況

(単位：件)

年度	件数	区分別の内訳(複数該当あり)		
		訂正	追加	削除
平成 18	4	4	0	0
17	7	6	0	2

(2) 開示・訂正・利用停止決定等の状況

ア 平成 18 年度には、開示決定等 74,434 件、訂正決定等 5 件の決定等が行われており、これらの状況は、表 8 のとおりとなっている。

なお、開示決定されるものの中には、保有個人情報に不開示情報が含まれているが個人の権利利益を保護するために特に必要があるとして行政機関の長の判断により開示されるもの(法第 16 条に基づく裁量的開示)があるが、平成 18 年度には実績がなかった。

表 8 処分の状況

(単位：件、%)

	決定等の件数	開示・訂正・利用停止決定			不開示・不訂正・不利用停止決定	(全部及び一部を開示したもののうち)裁量的開示
		全部	一部			
開示請求関係	74,434 (100)	73,475 (98.7)	13,059 (17.5)	60,416 (81.2)	959 (1.3)	0 (0)
(参考) 17 年度	63,896 (100)	63,258 (99.0)	12,009 (19.0)	51,249 (81.0)	638 (1.0)	0 (0)
訂正請求関係	5 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (100)	
(参考) 17 年度	6 (100)	1 (16.7)	0 (0)	1 (16.7)	5 (83.3)	

- (注) 1. 「裁量的開示」欄は、全部又は一部を開示したものの内数である。
 2. 処分の件数は、請求者への処分通知の件数を計上している。請求のあった 1 事案を分割して複数の処分を行っているものや、関連する複数の事案をまとめて 1 件の処分として通知しているものがあることから、表 8 の「決定等の件数」と表 7 の「決定等を行って事案の処理を終了した件数」とは必ずしも一致しない。

イ 行政機関の長は、請求があったときは、請求があった日から 30 日以内に決定をしなければならないが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30 日以内に限り延長することができることとされている。

また、請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、請求があった日から 60 日以内にそのすべてについて決定をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、処分の期限の特例として、60 日以内に請求に係る保有個人情報の「相当の部分」につき決定をし、残りの保有個人情報については「相当の期間」内に決定をすれば足りることとされている。この場合、請求者に決定をする期限を通知することとされている。

平成 18 年度に行われた処分についてみると、表 9 のとおりとなっており、延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定されなかったものが開示請求事案で 51 件、延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったものが開示請求事案で 5 件みられる。

(注)「30 日以内に決定されなかったもの」又は「延長した期限までに決定されなかったもの」に計上された事案の概要は、資料 2-3③、④を参照。

また、調査日現在（平成 19 年 3 月 31 日）、次年度に処理を持ち越した事案のうち、延長手続を採っていない事案で 30 日を超過しているものが開示請求事案で 9 件みられる。

(注)「30 日を超過しているもの」の概要は、資料 2-3①を参照。

表 9 期限の延長、遵守の状況

(単位：件、%)

	総数	30 日以内又は 期限までに		延長手続を 採らなかった 事案のうち 30 日以内に		延長手続を 採った事案の うち延長した 期限までに		期限の特例を 適用した事案の うち通知した 期限までに	
		決定 された もの (①③⑤)	決定 されな かった もの (②④⑥)	決定 された もの (①)	決定 されな かった もの (②)	決定 された もの (③)	決定 されな かった もの (④)	決定 された もの (⑤)	決定 されな かった もの (⑥)
		開示請求 関係	74,434 (100)	74,378 (99.9)	56 (0.0)	74,136 (99.6)	51 (0.0)	241 (0.3)	5 (0.0)
(参考) 17 年度	63,896 (100)	63,825 (99.9)	71 (0.1)	63,642 (99.6)	70 (0.1)	166 (0.2)	1 (0.0)	17 (0.0)	0 (0)
訂正請求 関係	5 (100)	5 (100)	0 (0)	3 (60.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0)
(参考) 17 年度	6 (100)	6 (100)	0 (0)	5 (83.3)	0 (0)	1 (16.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

30 日以内又は期限までに決定されなかったもの及び次年度に処理を持ち越した事案で既に期限を過ぎているものについて機関別にみると、表 9-2 及び 9-3 のとおりとなっている。

30 日以内又は期限までに決定されなかった理由については、請求対象の保有個人情報の

未達並びに内容の精査又は第三者への意見照会に時間を要したこと等を挙げている。

表 9-2 30 日以内又は期限までに決定されなかったものの機関別内訳

○ 延長手続を採らなかった事案で 30 日以内に決定がされなかったもの

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数		
			1 週間以内	1 か月以内	1 か月超
開示請求関係	法務省	2	1	1	0
	外務省	1	0	0	1
	国税庁	2	1	1	0
	社会保険庁	46	14	21	11
	計	51	16	23	12

(注) 訂正請求については、30 日以内に決定されなかった事案はなかった。

○ 延長手続を採った事案で延長した期限までに決定されなかったもの

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数		
			1 週間以内	1 か月以内	1 か月超
開示請求関係	社会保険庁	5	0	3	2

(注) 訂正請求については、期限までに決定されなかった事案はなかった。

表 9-3 次年度に処理を持ち越した事案のうち、既に期限を超過しているものの機関別内訳

○ 延長手続を採っていない事案で 30 日を超過しているもの

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数		
			1 週間以内	1 か月以内	1 か月超
開示請求関係	社会保険庁	8	3	5	0
	国土交通省	1	0	0	1

(注) 訂正請求については、既に期限を超過している事案はなかった。

また、期限の特例規定を適用した事案に係る処分について、請求があった日から処分が行われた日までの日数別に件数をみると、表 9-4 のとおりとなっている。

表 9-4 期限の特例を適用した事案に係る処分の処理日数別の件数

(単位：件、%)

	期限の特例を適用した事案の件数	処理日数別の内訳				
		60 日以内	60 日超 90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
開示請求関係	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
訂正請求関係	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 本表は、期限の特例を適用した事案について行われた処分のすべてを対象としており、60 日以内にする事とされている「相当の部分」についての処分や当該事案の対象となる保有個人情報

の一部を分割してされた（中間的な）処分を含む。

ウ 平成 18 年度に行われた処分において、全部又は一部を不開示・不訂正とした理由をみると、表 10 のとおりとなっている。

表 10 全部又は一部を不開示・不訂正とした理由

(単位：件、%)

	全部又は一部を不開示とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		不開示情報に該当	保有個人情報不存在	存否応答拒否	その他
開示請求関係	61,375 (100)	60,457 (98.5)	784 (1.3)	17 (0.0)	130 (0.2)
(参考) 17年度	51,887 (100)	51,308 (98.9)	612 (1.2)	14 (0.0)	17 (0.0)
	全部又は一部を不訂正・不利用停止とした事案の件数	理由の内訳(複数該当あり)			
		行政機関の長の判断によるもの	保有個人情報不存在	他の法令で特別の手続きが定められていることによるもの	その他
訂正請求関係	5 (100)	4 (80.0)	0 (0)	1 (20.0)	0 (0.0)
(参考) 17年度	3 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (100)

(注) 1. 1件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、全部又は一部を不開示・不訂正とした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。
2. 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

不開示情報に該当することを理由としたものについて法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するか、存否応答拒否によるものについて存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第 14 条各号の不開示情報のいずれに該当するかをそれぞれみると、表 10-2 のとおりとなっている。

表 10-2 不開示情報に該当することを理由としたもの及び存否応答拒否によるもの内訳
(単位：件、%)

不開示情報の区分	不開示情報に該当		存否応答拒否		
	件数	(%)	件数	(%)	
	60,457	(100)	17	(100)	
内訳 (複数 該当 あり)	第 1 号 請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報	42	(0.0)	0	(0)
	第 2 号 請求者以外の個人に関する情報	601	(1.0)	8	(47.1)
	第 3 号 法人等に関する情報	443	(0.7)	1	(5.9)
	第 4 号 国の安全等に関する情報	3	(0.0)	1	(5.9)
	第 5 号 公共の安全等に関する情報	51	(0.0)	5	(29.4)
	第 6 号 審議、検討等に関する情報	25	(0.0)	0	(0)
	第 7 号 事務又は事業に関する情報	59,948	(99.2)	8	(47.1)

(注) 1 件の決定において複数の不開示情報に該当するものがあるため、不開示情報又は存否応答拒否とし

た事案の件数と各項目の件数の合計は必ずしも一致しない。

不訂正とした理由を行政機関の長の判断によるものとしたものについて、その内訳をみると、表 10-3 のとおりとなっている。

表 10-3 不訂正とした理由のうち、行政機関の長の判断によるものの内訳
(単位：件、%)

行政機関の長の判断によるもの		4	(100)
内訳 (複数 該当 あり)	評価に関するもの	0	(0)
	請求対象の保有個人情報の内容が事実であるもの	1	(25.0)
	訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えるもの	3	(75.0)
	調査を実施したが、事実関係が明らかにならなかったもの	0	(0)

(注) 1 件の決定において複数の理由に該当するものがあるため、行政機関の長の判断によるものとした事案の件数と各項目の合計は必ずしも一致しない。

なお、不利用停止とした理由を行政機関の長によるものとしたものはなかった。

(3) 不服申立ての状況

ア 処分について不服がある者は、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づき、行政機関の長（法第 46 条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成 18 年度に行われた不服申立ての状況をみると、表 11 及び表 11-2 のとおりとなり、利用停止請求に対する処分に係る不服申立て事案はなかった。

表 11 不服申立ての件数

(単位：件)

	不服申立ての件数	審査請求	
		審査請求	異議申立て
開示請求関係	153	119	34
(参考) 17 年度	79	62	17
訂正請求関係	2	1	1
(参考) 17 年度	1	1	0

表 11-2 不服申立ての内容

(単位：件)

	不開示決定に対する不服				不開示決定に対する不服	不作為に対する不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
	不開示情報に該当するものに対するもの	保有個人情報の不存に該当するもの	存否応答拒否に対するもの	形式上は不備又は権利の濫用等に対するもの				
開示請求関係	88	15	7	32	63	0	2	14
	不訂正の決定に対する不服				訂正決定に対する不服	不作為に対する不服	事案の移送、期限の延長に対する不服	その他
	行政機関の長の判断とするものに対するもの	保有個人情報の不存に該当するもの	訂正に関して他の法令で特別の手続きが定められていることに対するもの	形式上は不備又は権利の濫用等に対するもの				
訂正請求関係	2	0	0	0	0	0	0	0

(注) 1. 1件の申立てにおいて、当該申立ての内容が複数にわたるものがあるため、各項目の計と表8の「不服申立ての件数」とは必ずしも一致しない。
 2. 「その他」は、決定内容に関わりのない事項に対する不服申立て等の件数を計上するものである。

イ 法第42条において、不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

平成18年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案について、その処理状況を見ると、表12のとおりとなっている。

表 12 不服申立て事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数	裁決・決定等により処理を終了した件数	取り下げられた件数	処理中の件数 (次年度に持ち越し)	内訳		
					処理方針の検討中、 諮問の準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申後、 裁決・決定の準備中
開示請求関係	226 (100)	52 (23.0)	25 (11.1)	149 (65.9)	104 (46.0)	41 (18.1)	4 (1.8)
(参考) 17年度	79 (100)	5 (6.3)	1 (1.3)	73 (92.4)	44 (55.7)	20 (25.3)	9 (11.4)
訂正請求関係	3 (100)	1 (33.3)	0 (0)	2 (66.6)	2 (66.6)	0 (0)	0 (0)
(参考) 17年度	1 (100)	0 (0)	0 (0)	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)

(注) 「処理方針の検討中、諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

平成 18 年度において、裁決・決定等により処理を終了した事案について、その状況をみると、表 12-2 のとおりとなっている。

なお、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものはなかった。

表 12-2 不服申立てに対する裁決・決定等の状況

(単位：件、%)

審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの(計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示請求関係	5	—	0	—	5	0
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの(計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示請求関係	47	37	4	6	—	0
計 (比率)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
開示請求関係	52 (100)	37 (71.2)	4 (7.7)	6 (11.5)	5 (9.6)	0 (0)
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの(計)		申立て棄却	申立て認容	申立て一部認容	却下	その他
訂正請求関係	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 1. 訂正請求に対する処分に係る不服申立てについては、「審査会に諮問しないで裁決・決定等を行ったもの」はなかった。

2. 「その他」は、不作為に対する異議申立て等に関して請求に対する何らかの行為をするか、又は書面で不作為の理由を示したものの件数を計上するものである。

ウ 平成 18 年度における不服申立ての処理日数の状況をみると、不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数については、表 13 のとおりとなっている。

表 13 不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数

(単位：件、%)

	裁決・決定等により処理を終了した件数	不服申立てを受けてから裁決・決定等をした日までに要した日数				
		90 日以内	90 日超 半年以内	半年超 9 か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超
開示請求関係	52 (100)	9 (17.3)	20 (38.5)	13 (25.0)	6 (11.5)	4 (7.7)
(参考) 17 年度	5 (100)	0 (0)	1 (20)	4 (80)	0 (0)	—
訂正請求関係	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 訂正請求については、平成 17 年度の実績はない。

また、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数及び調査日現在(平成 19 年 3 月 31 日)で処理方針の検討中又は審査会への諮問準備中の事案の不服申立てを受けてからの経過日数については、表 13-2 のとおりとなっている。

表 13-2 不服申立てを受けてから審査会への諮問(検討又は準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	諮問した件数				処理方針の検討中、 審査会への諮問準備中等の件数			
		不服申立てを受けてから審査会に 諮問した日までに要した日数				不服申立てを受けてからの 経過日数		
		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超		30 日以内	30 日超 90 日以内	90 日超
開示請求 関係	67 (100)	11 (16.4)	40 (59.7)	16 (23.9)	104 (100)	16 (15.4)	34 (32.7)	54 (51.9)
訂正請求 関係	1 (100)	0 (0)	1 (100)	0 (0)	2 (100)	0 (0)	0 (0)	2 (100)

(注) 90 日超となっている事案の概要は、資料 2-3 ⑤、⑥、⑨を参照。

そのうち、①審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの及び②不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のものについて機関別にみると、表 13-2①及び②のとおりとなっている。

表 13-2① 不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が 90 日超のもの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			90 日超 100 日以内	100 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
開示 請求 関係	法務省	3	0	2	1	0
	厚生労働省	10	1	1	7	1
	国土交通省	3	0	0	2	1

(注) 訂正請求については、90 日超のものはなかった。

表 13-2② 調査日現在(平成 19 年 3 月 31 日)、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中の事案で、不服申立てを受けてからの経過日数が 90 日超のもの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			90 日超 100 日以内	100 日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超
開示請 求関係	法務省	15	0	15	0	0
	厚生労働省	30	0	3	16	11
	社会保険庁	5	0	2	2	1
	国土交通省	4	0	1	0	3
訂正請 求関係	厚生労働省	2	0	1	0	1

諮問までに長期間を要している理由として、不服申立て事案の処理が集中したこと、請求対象の保有個人情報大量であったことから慎重な検討を行うために時間を要したこと、他の業務が多忙であったこと等を挙げている。

また、答申を受けてから裁決・決定を行った日までに要した日数及び調査日現在で裁決・決定の準備中の事案の答申を受けてからの経過日数については、表 13-3 のとおりとなっている。

表 13-3 答申を受けてから裁決・決定(準備中を含む)までの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して 裁決・決定を行った件数				審査会の答申を受けて 裁決・決定の準備中の件数			
	答申を受けてから裁決・決定を した日までに要した日数				答申を受けてからの 経過日数			
	30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超		30 日以内	30 日超 60 日以内	60 日超	
開示請 求関係	47 (100)	35 (74.5)	7 (14.9)	5 (10.6)	4 (100)	1 (25.0)	2 (50.0)	1 (25.0)
訂正請 求関係	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 60 日超となっている事案の概要は、資料 2-3 ⑦、⑧を参照。

そのうち、①答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のもの及び②答申を受けてからの経過日数が60日超のものについて、機関別にみると、表13-3①及び②のとおりとなっている。

表13-3① 答申を受けてから裁決・決定をした日までに要した日数が60日超のものの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			60日超 70日以内	70日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超
開示請求関係	法務省	3	0	0	3	0
	厚生労働省	1	0	0	1	0
	社会保険庁	1	0	1	0	0

(注) 訂正請求については、60日超のものはなかった。

表13-3② 答申を受けてからの経過日数が60日超のものの機関別内訳

(単位：件)

	行政機関名	件数	超過した日数			
			60日超 70日以内	70日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超
開示請求関係	厚生労働省	1	0	0	1	0

(注) 訂正請求については、60日超のものはなかった。

(4) 審査会における審査状況

法では、不服申立てを受けた行政機関の長は、却下等をする場合を除き、審査会に諮問することとされており、同審査会の答申を受けて、行政不服審査法に基づく裁決・決定を行うこととなる。

平成18年度における審査会への諮問・答申の状況は、表14のとおりとなっている。

なお、18年度において会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問された事案はなかった。

表14 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申件数	うち諮問庁の判断は			取り下げ られた件 数	次年度に 持ち越し した件数
					妥当であ るとした もの	一部妥当 でない としたもの	妥当でな いとした もの		
開示請求関係	67	24	91	49 (100)	37 (75.5)	8 (16.3)	4 (8.2)	4	38
訂正請求関係	1	0	1	1 (100)	1 (100)	0 (0)	0 (0)	0	0

(5) 訴訟の状況

平成18年度に法に関連して提訴された件数は、行政機関法に係る3件（法務省2件、厚生労働省1件）で、法務省に係る2件については、調査日現在、地裁で審理中であり、厚生労働省の1件については、取り下げられている。

また、本年度に言い渡された判決は2件（地裁1件、高裁1件）で、いずれも行政機関法（社会保険庁不開示決定処分取消請求事件）に係るものであり、請求及び控訴は棄却されている。

（注）判決の概要については、資料2-3⑩を参照。

4 個人情報の漏えい、滅失、き損事案の状況

(1) 漏えい等事案の発生状況

平成18年度に、各行政機関又は独立行政法人等において個人情報の漏えい等、滅失、き損（以下「漏えい等」という。）が発生したと認められる事案の件数は、表15のとおり、530件（昨年度320件）となっており、昨年度より増加している。

これらの事案を発生形態別にみると、誤送付・誤送信（64.0%）が最も多くなっている。

表15 漏えい等事案の件数（発生形態別）

（単位：件、%）

漏えい等事案の件数									(参考)
発生形態別									平成17年度漏えい等事案の件数
誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	ネット上に流出	盗難		その他		
					うちウイルス				
530 (100)	339 (64.0)	66 (12.4)	16 (3.0)	79 (14.9)	10 (1.9)	4 (0.8)	9 (1.7)	11 (2.1)	320

(2) 個人情報の種類及び事案の規模

漏えい等事案の対象となった個人情報の種類をみると、表16のとおり、国民等に係る情報の漏えいが522件（98.5%）となっている。

また、個人情報により識別できる本人の数の規模別にみると、事案に含まれる本人の数の少ない小規模なものが多くなっている。

表16 漏えい事案の内容①（個人情報の種類及び事案の規模）

（単位：件、%）

漏えい等事案の件数(再掲)								
	情報の種類			個人の数				
	国民等及び職員	国民等	職員	1人~5人	6人~50人	51人~100人	101人~1,000人	1,001人~
530 (100)	20 (3.8)	502 (94.7)	8 (1.5)	411 (77.6)	67 (12.6)	7 (1.3)	36 (6.8)	9 (1.7)

(3) 漏えい等事案の発生元

漏えい等事案を発生させた者をみると、「職員」が行政機関で484件(91.3%)となっている。

また、発生場所は、「庁舎内」が行政機関で447件(84.4%)となっている。

表 16 漏えい事案の内容②(発生元)

(単位：件、%)

漏えい等事案の件数(再掲)			530 (100)
行政機関が管理	人	職員	484 (91.3)
		第三者	2 (0.4)
		その他	5 (0.9)
	場 所	庁舎内	447 (84.4)
		庁舎外	40 (7.5)
		不明	4 (0.8)
委託先が管理	人	従事者	39 (7.4)
		第三者	0 (0)
		その他	0 (0)
	場 所	委託元庁舎内	34 (6.4)
		委託元庁舎外	5 (0.9)
		委託先事業所内	1 (0.1)
		委託先事業所外	4 (0.8)
		不明	0 (0)

(注) 「その他」は、天災・人の介在しない事故による事案をいう。

(4) 漏えい等事案への対応状況

漏えい等事案への対応状況についてみると、表 17 のとおり、「本人等への情報提供」、「情報の回収等」が多くなっている。

また、再発防止策については、「上記以外に対応中又は対応を検討中」に含まれる対応を検討中の事案を含めれば、概ねすべての事案において実施されている。

表 17 漏えい等事案への対応状況

(単位：件、%)

漏えい等事案の件数		530 (100)
事 案 へ の 対 応 状 況	本人等への情報提供	467 (88.1)
	事案の公表	430 (81.1)
	情報の削除等の措置依頼	28 (5.3)
	情報の回収	393 (74.2)
	関係者の処分等	182 (34.3)
	委託契約の解除	1 (0.1)
	再発防止策	529 (99.8)
	その他	10 (1.9)
	上記以外に対応中又は対応を検討中	7 (1.3)

(注) 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と漏えい等事案の件数とは一致しない。

(5) 再発防止策の措置状況

漏えい等が発生した場合の再発防止策をみると、「職員の指導監督」、「職員の教育研修」を実施する機関が多くなっている。

表 18 再発防止策の措置状況

(単位：件、%)

再発防止策を講じた事案の件数（再掲）			529 (100)
内 訳	組織的安全管理措置	管理体制の整備	111 (21.0)
		規程・マニュアルの整備・見直し	99 (18.7)
		職員の教育研修	165 (31.2)
		職員の指導監督	442 (83.6)
		委託先の指導監督	35 (6.6)
	物理的安全管理措置		14 (2.6)
	技術的安全管理措置		11 (2.0)
	その他		23 (4.3)

(注) 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各項目の件数の計と再発防止策を講じた事案の件数とは一致しない。

(6) 関係者の処分等

関係者の処分等については、行政機関では、182件（漏えい等事案全体の34.3%）となっている。

処分は、訓戒処分175件、懲戒処分については8件となっている。

また、刑事告発を行っている事例は5件となっている。

なお、漏えい等事案については、14機関で発生しているが、関係者の処分を実施しているのは、8機関のみとなっている。

表19 関係者の処分等の内訳

(単位：件、%)

漏えい等事案の件数（再掲）	関係者の処分等（再掲）					(参考) 関係者の処分等実施機関数
	刑事告発等	うち保護法の罰則要件に該当	懲戒処分	訓戒処分		
530 (100)	182 (34.3)	5 (0.9)	1 (0.1)	8 (1.5)	175 (33.0)	8機関（漏えい等事案のある機関は14）

(注) 1件の事案において複数の項目に該当するものがあるため、各処分等の件数の計と関係者の処分等の件数とは一致しない。

(7) 漏えい等事案に対する損害賠償請求訴訟

漏えい等に対する損害賠償（国家賠償）請求訴訟として、1件（社会保険庁、紛失による精神的苦痛によるもの）提訴されているが、本事件については原告から取り下げられている。

(注) 判決の概要については、資料2-4を参照。